

第4章 施策の展開

取り組みの柱1 地球環境にやさしいまちづくり

- 1-1 気候変動への対応
- 1-2 エネルギー対策

取り組みの柱2 資源が循環するまちづくり

- 2-1 資源の循環的利用
- 2-2 廃棄物の適正処理

取り組みの柱3 自然と共生できるまちづくり

- 3-1 自然環境の保全
- 3-2 自然災害の防止と抑止

取り組みの柱4 健康で安心して暮らせるまちづくり

- 4-1 大気環境等の保全と改善
- 4-2 水環境等の保全と改善

取り組みの柱5 環境を思いやる人を育むまちづくり

- 5-1 環境教育・環境学習の推進
- 5-2 環境保全活動への支援

原子力災害からの生活環境の回復

郡山市の原子力災害対策のこれまでの取り組み

取り組みの柱

1

地球環境にやさしいまちづくり 【化石燃料に依存しない社会の構築】

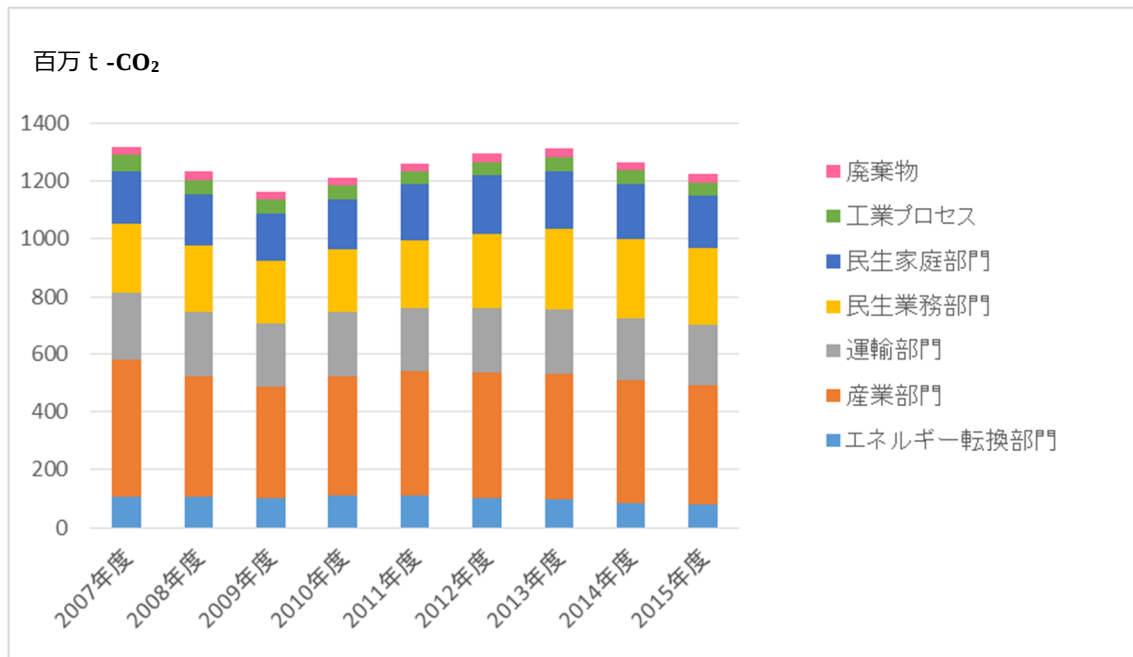
現状と課題

地球温暖化は、産業革命以降の人間活動による温室効果ガスの排出増加によってもたらされた可能性が非常に高く、2014（平成 26）年 10 月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※1」の第五次評価報告書でも、世界平均地上気温は 1880 年から 2012（平成 24）年までに 0.85℃上昇したとされています。将来に見込まれる影響が深刻なことから、早急な対策の実施が世界共通の課題として認識され、各国でも取り組みが進められています。

こうした状況に対して、2015（平成 27）年 12 月に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、長期目標として「産業革命前からの平均気温上昇を 2℃未満に抑える」、「今世紀後半に人為起源の温室効果ガス排出を正味ゼロにする」ことが決められました。

わが国の温室効果ガスの排出量については、東日本大震災後の原子力発電所の停止などにより、電源構成が大きく変更されたことで、一時的に増加の傾向を示してきています。近年の傾向として、産業部門からの温室効果ガス排出量は、主要な業種の業界団体において自主計画による省エネ等の取り組みを進めていることから、大企業を中心に減少傾向にあります。一方、民生家庭部門については世帯数が増加していることや電化製品の保有数の増加によるもの、民生業務部門に関しては、オフィスビルの面積増加などが主な理由となって、それぞれ温室効果ガス排出量は増加傾向となっています。

※1 気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）：人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された国連の組織。



資料：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスウェブサイト

図4-1 我が国の部門別温室効果ガス排出量の推移

本市における部門別温室効果ガス排出量の推移を見ると、2007（平成 19）年から 2013（平成 25）年にかけて、国の排出量とほぼ同様の傾向となっています。経済活動が活発であるという理由から産業部門が最も多く、また、民生家庭部門、民生業務部門において、温室効果ガス排出量が増加傾向にあります。

本市でも「郡山市環境基本計画」や「郡山市地球温暖化対策実行計画」により、温室効果ガスの排出削減への取り組みを進めていますが、市域の温室効果ガス排出量の削減のためには、市民、事業者、市（行政）が互いに連携し、省エネルギーの継続的な推進や再生可能エネルギーの利用拡大など地域を巻き込んだ地球温暖化対策の強化が求められます。

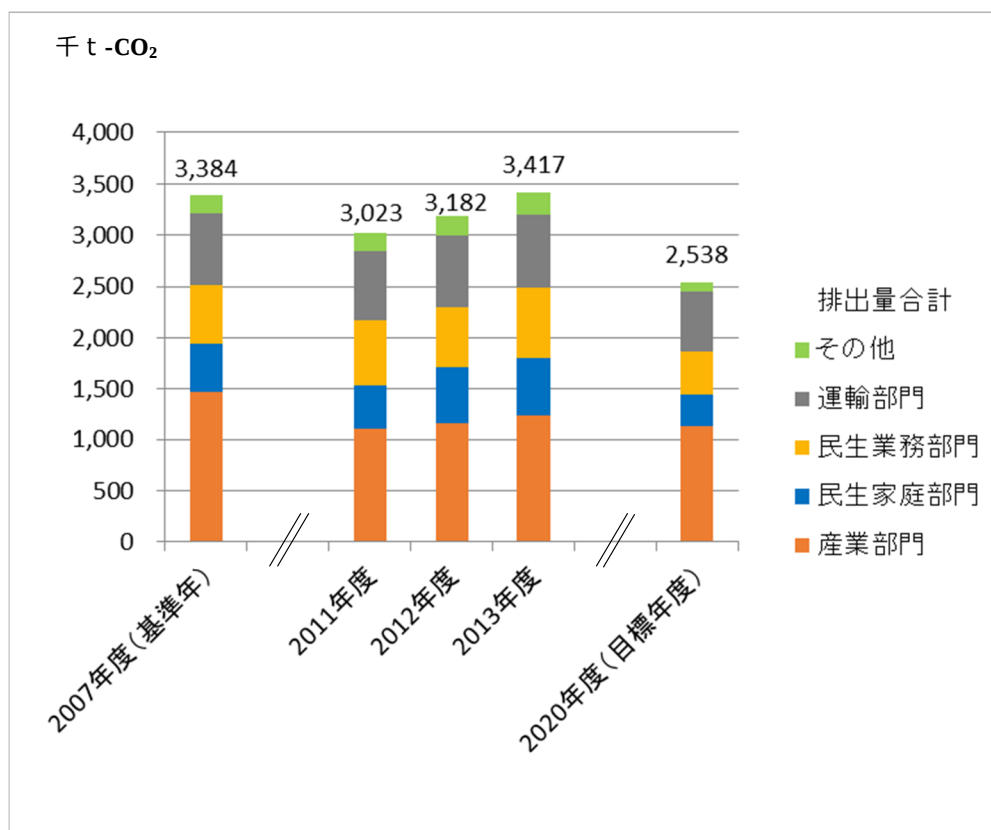
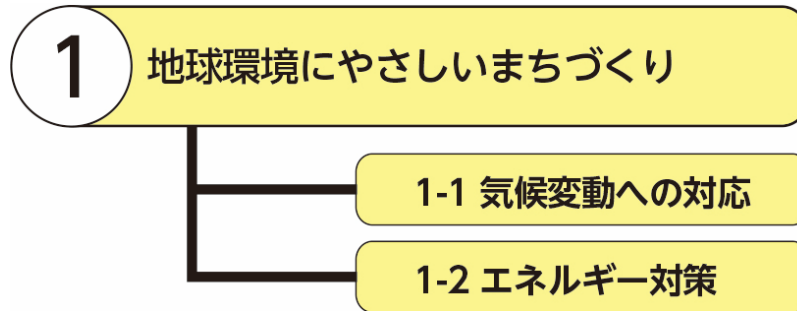


図4-2 本市の部門別温室効果ガス排出量の推移^{※1}



公共施設に設置した太陽光発電システム

^{※1} 温室効果ガスの排出量は、部門毎の排出量として表されることが多く、本市では主に産業部門（第一次産業及び第二次産業の活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーに関するもの）、民生家庭部門（家庭内で消費したエネルギーに関するもの）、民生業務部門（事務所・ビル、店舗等の第三次産業で消費したエネルギーに関するもの）、運輸部門（人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーに関するもの）、その他（廃棄物起源二酸化炭素、メタン等）として分類しています。



1-1 気候変動への対応

近年、日本国内のみならず世界各国において、温室効果ガス排出に伴う気候変動が深刻化しています。気候変動がこのまま進むと、大雨による水害などの自然災害の増加や感染症、熱中症による健康被害、自然生態系への影響などが懸念されています。温室効果ガスの排出を最小限に抑制し、私たち一人ひとりが安心して暮らせるよう気候変動への対応を推進します。

市民の取り組み

- ❑ 徒歩、自転車、公共交通機関による移動やカーシェアリングの実施
- ❑ エコドライブ^{※1}の実施や低公害車などの購入
- ❑ 不用な照明を消すなどの節電の実施

事業者の取り組み

- ❑ クールビズ、ウォームビズの積極的な推進
- ❑ 照明やOA機器などを適切に管理し、節電の実施
- ❑ エコ通勤や時差出勤の実施
- ❑ エコドライブ、業務用車両のアイドリングストップの実施や低公害車などの導入

^{※1} エコドライブ：急発進や急加速をしないように心がけたり、空ぶかしを止めるなどの燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与えるCO₂（二酸化炭素）の排出量を減らす運転のこと。

市の取り組み

施策の展開

1-1-1 CO₂などの温室効果ガスの削減

○ 地球温暖化対策実行計画の推進

市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向けて、関連個別計画である地球温暖化対策実行計画を総合的かつ計画的に推進します。

- ・ 産業部門（建設業、製造業、農林水産業など）、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門、廃棄物部門などの各部門における排出抑制を図ります。

○ 低炭素^{※1}なまちづくり計画の推進

本市の市街化区域におけるエネルギー起源CO₂排出量の削減に向け「都市構造分野」「交通分野」「エネルギー分野」「みどり分野」ごとの施策を総合的に取り組み、持続可能な環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

○ 環境にやさしい自動車の導入促進

環境性能に優れた自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車^{※2}等）の導入を促進し、CO₂などの温室効果ガスの排出抑制を図ります。

○ 市の事務・事業における率行的行動の推進

市職員が率先して環境に配慮した取り組みを行い、市の事務・事業における温室効果ガス排出量を削減します。

- ・ 照明、OA機器や冷暖房等の適正管理による電気使用量の削減を図ります。
- ・ エコドライブやアイドリングストップなどの公用車の適正利用を実施します。
- ・ 水道使用量や用紙使用量等の削減を図ります。
- ・ 環境に配慮した物品等の購入を推進します。（グリーン購入の推進）

※1 低炭素：地球温暖化の原因であるCO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内にとどめることを目指すもの。

※2 燃料電池自動車：水素と酸素を化学反応させて電気をつくる「燃料電池」を搭載し、モーターで走行する自動車。CO₂（二酸化炭素）を排出しないため、環境にやさしいとされています。（44 ページを参照）

1-1-2 低炭素なライフスタイルへの転換と普及

○ 低炭素な暮らしへの普及啓発活動

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度比で26%削減するという目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択（COOL CHOICE）」を促し、市民一人ひとりの意識改革や自発的な取り組みの拡大・定着を図ります。【COOL CHOICE（クールチョイス）推進事業】

○ パーク＆ライド^{※1}の推進

すべての人が安心して円滑に移動できるまちの実現を目指すため、公共交通機関利用者専用の駐車場の確保に努めます。

○ エコ通勤の推進

周辺道路の通勤時間帯の渋滞対策・環境対策・健康づくりのために、市役所が率先して「エコ通勤」に取り組み、2015（平成27）年12月28日付けで「エコ通勤事業所」として認証を受け登録されました。

今後も、エコ通勤が市内事業所に波及し、地球温暖化防止や交通環境の改善につながるよう、引き続きエコ通勤に取り組みます。

1-1-3 気候変動適応策に関する普及啓発

○ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告等の情報提供

IPCCの報告書等により気候変動の現状を把握し、市民、事業者などへの情報提供を行います。

○ 気候変動に対する適応策の推進

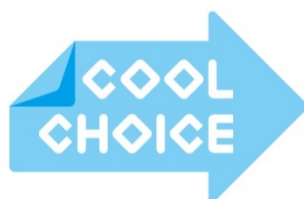
気候変動がもたらす極端な気象現象などの様々なリスクに備え、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

※1 パーク＆ライド：都市部等の自動車交通混雑の緩和を図るため、中心部に乗り入れる鉄道の郊外駅、バス停等の周辺に駐車場を整備し、自動車を駐車（パーク）させ、鉄道、バス等公共交通機関への乗換え（ライド）を促すシステムのこと。

トピックス

COOL CHOICE（クールチョイス）

「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは、家電を買い換える際は、エコ家電にするという「選択」、外出の際は公共交通機関の利用やカーシェアリングを実施するという「選択」、夏季は「COOL BIZ（クールビズ）」で室温 28 度に設定するという「選択」など、日常の様々な場面において「賢い選択」を促すことで、温室効果ガス排出の抑制を目指す取り組みのことです。



未来の
ために、
いま選ぼう。

「COOL CHOICE」のロゴマーク

郡山市は「COOL CHOICE」に賛同し、地球温暖化対策を推進します。

【2017（平成 29）年 6 月 5 日 賛同宣言】

「COOL CHOICE」の認知度を向上させるため、今後、地元プロスポーツチームなどと連携し、普及啓発活動を推進していきます。



燃料電池自動車（詳細は 44 ページを参照）を活用した啓発や、地元プロスポーツチームと連携して「COOL CHOICE」の普及活動を行っている様子

1-2 エネルギー対策

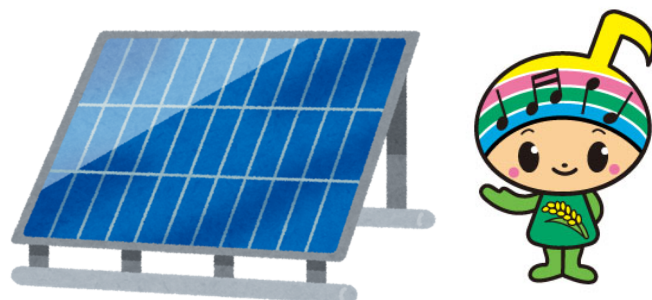
本市の低炭素化に向けて、エネルギー対策を計画的に行うことは地球温暖化対策に大きく寄与します。本市でも、まち全体としてのエネルギー利用の効率性・安定性について検証し、エネルギーを賢く使う都市の形成を目指して低炭素なまちづくりを推進していく必要があります。関連個別計画である「郡山市エネルギービジョン」に基づき、エネルギー・都市構造・建物・交通等の側面からまちづくりと温暖化対策が連動した持続可能な低炭素型都市の構築に取り組みます。

市民の取り組み

- Ø LED^{※1}、高効率給湯器や蓄電池など、エネルギー効率の高い機器の導入
- Ø エネルギー効率の高い住宅の新築、改築や改修
- Ø 太陽光や地中熱など、再生可能エネルギー^{※2}を利用した機器の導入

事業者の取り組み

- Ø 事業活動における省エネルギー化
- Ø 省エネルギー機器の導入や普及啓発
- Ø エネルギー効率の高いオフィスの新設や改修
- Ø 太陽光や地中熱など、再生可能エネルギーを利用した機器の導入や普及啓発



^{※1} LED：発光ダイオードのことで、これを用いた照明は低消費電力で長寿命といった特徴を持っています。

^{※2} 再生可能エネルギー：石油・石炭などの限りがある化石燃料に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など一度利用しても比較的短期間に再生するエネルギー源のこと。従来のエネルギーと比べて再生可能エネルギーは、使用時にCO₂（二酸化炭素）の排出が少ないクリーンな特徴を持ちます。

市の取り組み

施策の展開

1-2-1 省エネルギーの推進

○ 公共施設における省エネルギーの推進

- ・ 高効率機器などの設備の導入、ESCO（エスコ）事業^{※1}の検討など、省エネルギー対策を推進します。
- ・ 施設ごとの延床面積、構造、エネルギー使用量などをもとに、エネルギーの見える化を図り、より効果的な設備の更新や運用の改善を図ります。【公共施設省エネルギー見える化推進事業】
- ・ 公共施設の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）^{※2}化を目指します。

○ 道路、歩道等における省エネルギー機器の普及促進

- ・ 太陽光を利用して発光する自発光式の視線誘導標を道路の中央分離帯や歩車道境界ブロック上等に設置し、省エネルギー化を図ります。【交通安全施設整備事業】
- ・ 夜間における安心・安全なまちづくりを進めるため、市道等への防犯灯の設置を進めるとともに、防犯灯の光源の LED 化を推進し、省エネルギー化を図ります。

○ 創エネ・省エネ・蓄エネの導入促進

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）^{※3}や家庭用リチウムイオン蓄電池等の設置費の一部を助成し、家庭における創エネ・省エネ・蓄エネの導入促進を図ります。

^{※1} ESCO（エスコ）事業：省エネルギー効果が見込まれるシステム・設備などを提案・提供し、維持管理まで含めた包括的なサービスを提供する事業のこと。ESCO 事業者は、顧客が省エネにより節減できたランニングコストの一部を報酬として受け取ります。

^{※2} ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：設備の省エネルギー、再生可能エネルギーの活用、地域内でのエネルギーの面的（相互）利用を組み合わせ、エネルギーを自給自足し、化石燃料などから得られるエネルギー消費量がゼロ、あるいは、概ねゼロ、とする建築物のこと。

^{※3} 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）：家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」するなど、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。

○ エネルギー効率の高い住宅の情報発信・啓発

建物の高断熱化や省エネルギー機器の導入により、エネルギー効率の高い住宅を促進するため、省エネルギー住宅の情報発信や啓発を図ります。

○ 市の事務・事業における率行的行動の推進

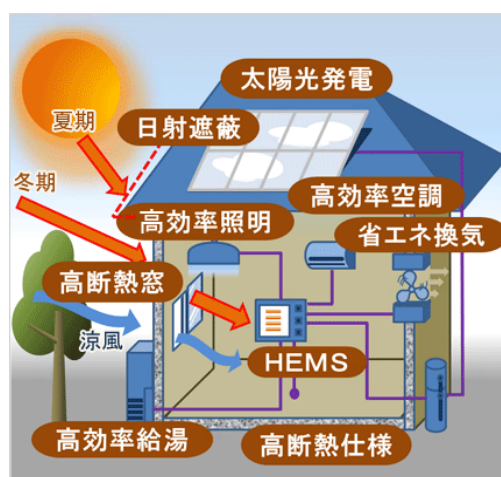
市職員が率先して環境に配慮した取り組みを行い、市の事務・事業における省エネルギーを推進します。

- ・ 照明、OA 機器や冷暖房等の適正管理による電気使用量の削減を図ります。
- ・ エコドライブやアイドリングストップなどの公用車の適正利用を実施します。
- ・ 水道使用量や用紙使用量等の削減を図ります。

コラム

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、建物の断熱化や高気密化、高効率な機器によって省エネルギーを図るとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー収支が正味（ネット）で概ねゼロとなることを目指した住宅のことです。

同様に、オフィスなどのビルで実施するZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）があります。



ZEHのイメージ図（出典：資源エネルギー庁）

1-2-2 再生可能エネルギーの普及拡大

○ 公共施設における再生可能エネルギーの導入促進

公共施設において、太陽光発電、地中熱利用、バイオマスエネルギー^{※1}、小水力発電等の再生可能エネルギーを率先して導入するため、設計段階から考慮して、施設の整備を図ります。

○ 再生可能エネルギーを核とした地域づくりの促進

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所や日本大学工学部などと連携して、化石燃料由来のエネルギー消費を減らし、新エネルギーの利用拡大やエネルギー関連産業等の集積による活力ある地域づくりの取り組みを推進します。

○ 水素利活用の拡大

「郡山市水素利活用推進構想」に基づき、水素社会実現に向けた取り組みを推進します。

- ・ エネファーム^{※2}の導入拡大により環境負荷の低減を図るとともに、停電時における電源及び熱源のバックアップ機能の強化を図ります。
- ・ 燃料電池自動車（FCV）の普及促進により運輸部門におけるCO₂削減を図るとともに、外部給電機能活用による災害対応能力の強化を図ります。
- ・ 水素・燃料電池関連産業の誘致、育成や産学官連携による技術開発により、市内の関連産業の活性化を推進します。
- ・ 水素に関するイベントや燃料電池自動車（FCV）の見学会を通じて、水素の有用性や安全性に関する普及啓発を行います。

※1 バイオマスエネルギー：木材（木くず）、海草、生ゴミなどの生物由来による有機物によるエネルギー源のこと。植物の成長課程における光合成によるCO₂（二酸化炭素）の吸収量と植物の燃焼によるCO₂（二酸化炭素）の排出量が相殺されるため、実際に大気中のCO₂（二酸化炭素）の量に影響を与えないことが考えられています。

※2 エネファーム：都市ガスやLPガスから水素を取り出し、空気中の酸素を化学反応をさせて電気をつくる家庭用燃料電池のこと。さらに、発電の際に発生する熱を捨てずにお湯をつくり給湯や暖房に利用することができます。

トピックス

地中熱利用

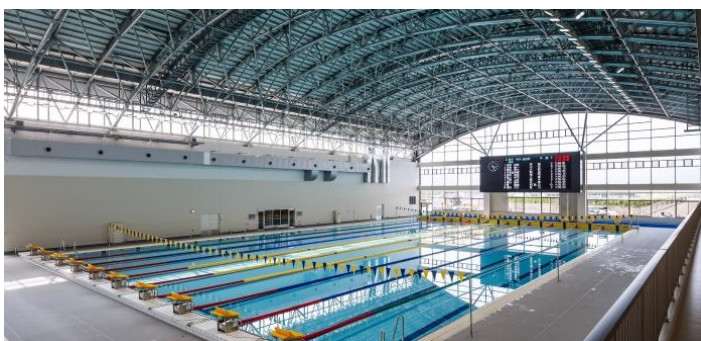
本市と日本大学工学部は、2014（平成 26）年 11 月 13 日に「再生可能エネルギー技術に係る研究開発に関する協定」を締結し、廃校となった旧郡山市立赤津小学校に「郡山市・日本大学工学部再生可能エネルギー共同研究施設」を開設しました。この施設では、郡山発である浅部地中熱利用システムの実証試験が実施されています。

地中熱とは、温度変化が気温より小さい地下土壌の熱を、地下に埋設した熱交換器を使用して取り出します。その取り出した熱を住宅やビルの冷暖房に適した温度にヒートポンプを用いて調整します。



地中熱利用システムのイメージ図

（出典：郡山市・日本大学工学部 再生可能エネルギー
共同研究施設パンフレット）



地中熱床暖房や太陽光を導入した開成山屋内水泳場

中央公民館や開成山屋内水泳場などの公共施設にも地中熱を導入しています。

トピックス

郡山市水素ステーションの設置・燃料電池自動車（FCV）の導入

本市では、水素社会の実現に向けた取り組みの一環として、環境省の補助事業を活用し、再生可能エネルギーで水素を発生させる県内初の水素ステーションを郡山市役所敷地内に設置しました。【2017（平成29）年6月8日運用開始】

郡山市役所に設置した太陽光パネルにより発電し、その電気を使って水道水を分解してCO₂フリーのクリーンな水素を製造しています。

また、水素を燃料とする燃料電池自動車（FCV）も併せて導入しました。



郡山市役所に設置した水素ステーションと燃料電池自動車（FCV）

燃料電池自動車（FCV）は、水素と空気中の酸素を化学的に反応させて、水が生成される際に発生する電気を利用し、モーターを駆動させて車を走らせるものであり、CO₂などの排出がなく、地球温暖化対策の一つの手段として期待されています。



外部給電器（左写真）の接続により、燃料電池自動車（FCV）で発電した電気を変換し、家庭用の電源として使うことができます。災害時などに、一般家庭のおよそ7日分の電力供給が可能です。

「地球環境にやさしいまちづくり」の目標値

No.	環境指標	現況値	目標値
1-①	温室効果ガス排出量	3,417 千 t -CO ₂ (2013 年度)	2,538 千 t -CO ₂ (2020 年度)
	市内から排出される温室効果ガスの排出量。「郡山市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」に定める目標値とします。 なお、目標値の変更があった場合には、その目標値によるものとします。 ※ 国が公表する各種統計データを待つ必要があることから、3年前の数値が最新のものとなります。		
1-②	市の事務及び事業による温室効果ガス排出量	40,612 t -CO ₂ (2015 年度)	34,383 t -CO ₂ (2020 年度)
	市の事務及び事業により排出される温室効果ガスの排出量。「環境にやさしい郡山市率先行動計画」に定める目標値とします。 なお、目標値の変更があった場合には、その目標値によるものとします。		
1-③	電力消費量に占める再生可能エネルギー導入割合	16% (2011 年度)	30% (2020 年度)
	市内の電力消費量を 2011（平成 23）年度比で 20%以上削減することを目指すとともに、20%の省エネ効果を加味した電力消費量の 30%を再生可能エネルギーとする「郡山市エネルギービジョン」に定める目標値とします。 なお、目標値の変更があった場合には、その目標値によるものとします。 ※ 国が公表する各種統計データを待つ必要があることから、3年前の数値が最新のものとなります。		
1-④	省エネルギー・再生可能エネルギー設備が導入された市有施設数	—	新設、改修する施設の 100% (2021 年度)
	新設や改修を予定している市有施設に対し、省エネルギー設備または再生可能エネルギー設備の積極的な導入に努めます。目標値は新築、改修する全ての施設に対しての導入を目指します。		

コラム

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度で、2012（平成 24）年 7 月にスタートしました。電力会社が買い取る費用を電気の利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、高い発電設備の設置コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。



固定価格買取制度の仕組み(出典:資源エネルギー庁)

今後、期待される事業（取り組み）

次世代エネルギーパークの認定を目指します。

太陽光や風力、地中熱、小水力などの再生可能エネルギーや水素などの次世代エネルギーについて、実際に見て触れる機会を増やし、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方について、市民の理解の増進を図るため、次世代エネルギー設備や体験施設などを整備し、次世代エネルギーパークの認定を目指します。

【福島県：2012（平成 24）年度認定。福島市：2015（平成 27）年度認定】

住環境エリアにも設置可能な小型風力発電の普及を目指します。

風力発電の設置には、十分なスペースの確保や鳥類をはじめとした生態系の影響、騒音を配慮した住宅からの距離など、様々な立地要件が必要となることから、風力発電の普及は進んでいません。

低風速でも効率良く発電し、静音で風向制御が不要、かつ設置面積が小さいため、住環境エリアに設置することができる小型風力発電の普及を目指します。

AI(人工知能)を活用した公共施設のエネルギー管理を目指します。

公共施設のエネルギー管理を AI（人工知能）によって自動制御し、総合的に管理します。

天候によって出力が変動する空調等の温度管理を AI（人工知能）で予測すると同時に、リアルタイムで送られてくる照明等を含めた電力需要量を分析し、その結果に基づいて設備機器の稼働を最適化します。

コラム

人口が集積しCO₂の排出量の多い都市部の地方自治体と、豊かな森林資源を有する中山間の地方自治体や、再生可能エネルギー導入に適した地理条件を有する地方自治体が連携して、温室効果ガス削減に向けた広域的な取り組みを行います。



「自治体間連携を考える首長会談(世田谷区)」で

郡山市の取り組み発表している様子



湖南町の布引高原にある風力発電

取り組みの柱

2

資源が循環するまちづくり 【循環型社会の構築】

現状と課題

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、環境に大きな負荷を与え、温室効果ガス排出量の増大による地球温暖化の進行や大規模な資源採取による自然破壊等、地球規模での深刻な環境問題を引き起こしました。

廃棄物の問題は、家庭及び事業所から排出されるごみの処理にとどまらず、あらゆる段階において、廃棄物の発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。また、一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営姿勢等においても、ごみを減らしていく行動を促進していく必要があります。

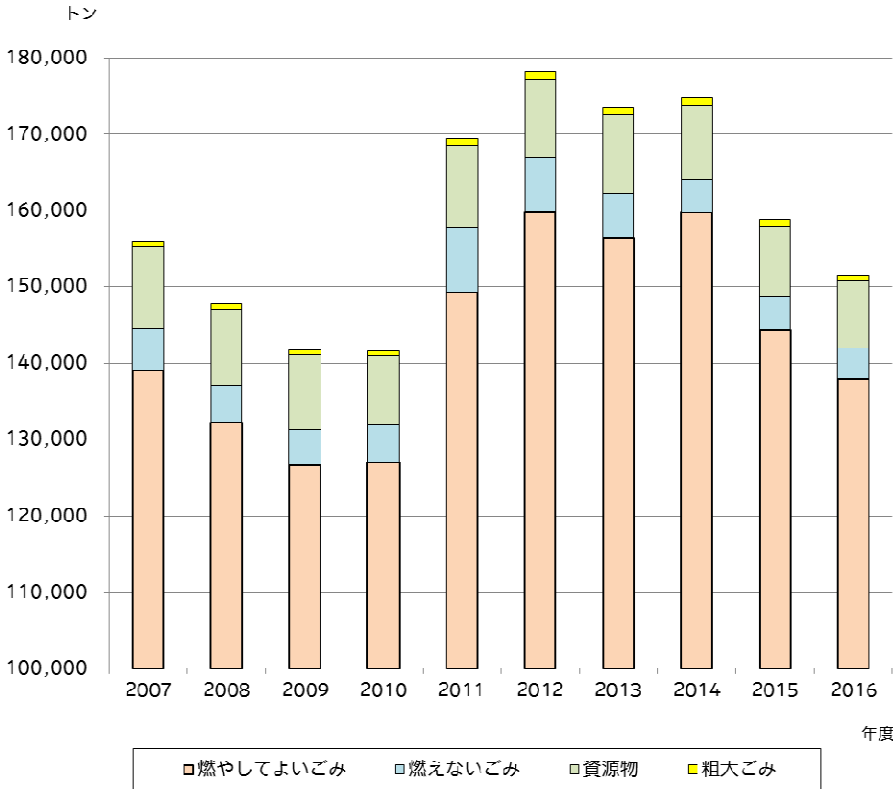


図4-3 本市のごみ量の推移

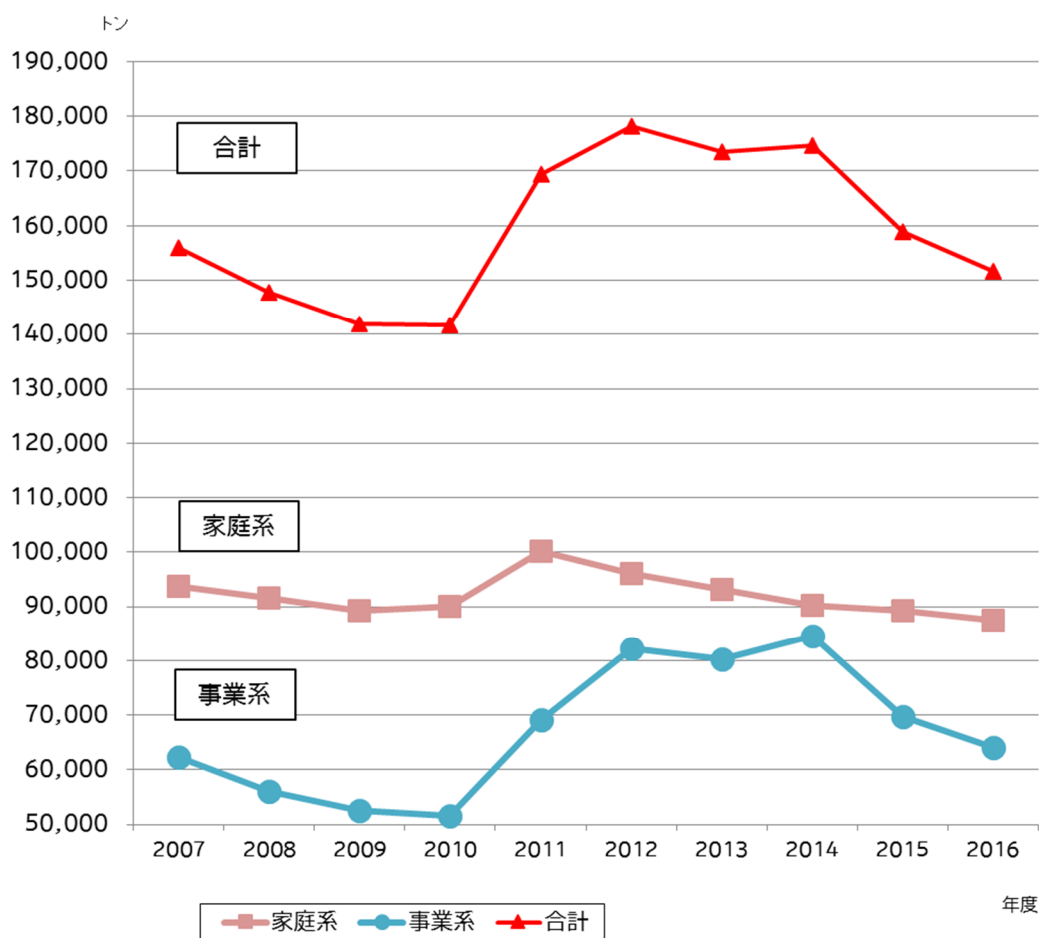
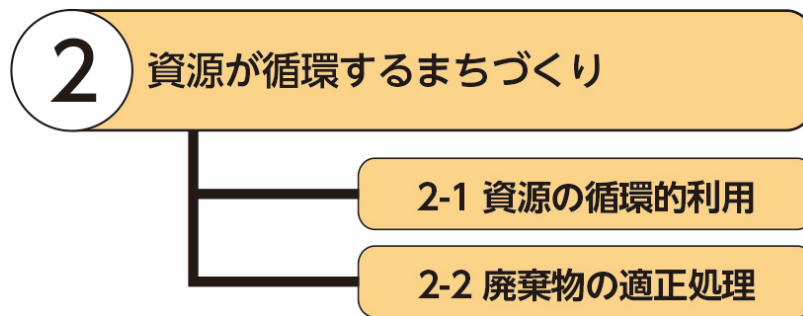


図4-4 本市のごみ量の推移(家庭系・事業系別)

本市におけるごみ量の推移を見ると、東日本大震災の影響により2011（平成23）年度から2014（平成26）年度にかけて高い水準で推移していましたが、2015（平成27）年度以降は震災発生前の水準まで減少してきています。しかし、事業系ごみ量は依然として震災前の水準を上回る量が排出されていることから、循環型社会^{※1}の実現に向けて、更なるごみの減量・資源化への取り組みが求められます。

※1 循環型社会：廃棄物の発生を抑制するとともに、有益なものは資源として活用し、残った廃棄物の処理を適正に行うことで、天然資源の消費を抑制して、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。



2-1 資源の循環的利用

将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築が求められています。

ごみの3R（発生抑制【リデュース：Reduce】、再使用【リユース：Reuse】、再生利用【リサイクル：Recycle】）を基本として、市民、事業者等との協働により、ごみの減量・資源化を推進します。また、リサイクル率の向上を目指し、良質な再生資源を確保します。

市民の取り組み

- ❑ 買い物の際のマイバックの持参
- ❑ 詰め替え商品やリサイクル商品の積極的な購入
- ❑ 必要なものだけ購入し、ごみの発生を抑制
- ❑ 食材の購入を適量とし、食品ロスを削減
- ❑ 古紙、缶、ビン、古布などの資源回収や分別収集への積極的な参加

事業者の取り組み

- ❑ 過剰包装を控え、マイバックの利用を推奨
- ❑ 事業活動で発生する廃棄物の減量化、再使用、再生利用の徹底
- ❑ 物品等を購入する際、再使用や再生利用が可能なリサイクル商品を選定



3R の啓発ポスターや作文展示の様子

市の取り組み

施策の展開

2-1-1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

○ 過剰包装等の対策

マイバッグ持参を促進し、ごみとして排出されるレジ袋の削減を図ります。併せて、過剰包装の自粛を呼びかけます。

○ ごみの分別の徹底

分別収集の徹底を図り、ごみの資源化を促進するため、家庭ごみを出す際のごみ区分を分かりやすく示した「家庭ごみの分け方・出し方」を発行し、周知・啓発を行います。

○ リユース(再使用)の推進

使用状態が良く、修理等を要せず現状のままで再使用可能な粗大ごみを市民に無償で提供し、リユース(再使用)を推進します。

○ 再資源化(リサイクル)の推進

- ・ 家庭から排出される古紙、缶等の資源物や事業者から持ち込まれる古紙を回収し、再資源化を図ります。
- ・ 使用済みの小型家電製品等を回収し、製品に含まれる有用金属の利活用を推進します。
- ・ 再生利用可能な廃棄物の集団回収運動を実施した団体に対して報奨金を交付し、ごみの減量及びごみ問題に対する市民の意識の高揚と資源の有効利用を図ります。【集団資源回収報奨金制度】
- ・ エコフィード^{※1}の利活用により、食品リサイクルによる資源の有効利用や、飼料自給率の向上等を図ります。

○ 多様な回収ルートの把握

民間事業者による資源回収活動が進んでいることから、大型小売店舗などで実施しているリサイクルの実態や方法の把握に努めます。

^{※1} エコフィード(ecofeed)：食品残さ等を利用して製造された飼料のこと。

トピックス

使用済小型家電の回収

携帯電話、デジタルカメラ、CD や MD プレーヤなどの音楽機器、ゲーム機などの小型家電品は、壊れたり古くなったものは、以前は不燃ごみとして処分されることがほとんどでした。これらの小型家電には、「ベースメタル」といわれる鉄や銅、貴金属の金や銀、そして「レアメタル」といわれる希少な金属など、様々な鉱物が含まれているため、使用済小型家電の回収・リサイクルの推進に向けて「小型家電リサイクル法」が 2013（平成 25）年 4 月から施行されています。



本庁舎に設置している回収BOX

本市においても、小型電子機器等リサイクルシステム構築のため、2015（平成 27）年 10 月 1 日から市内の市有施設 21 箇所に「回収ボックス」を設置しており、取り組みを進めています。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会用で必要な約 5,000 個の金・銀・銅メダルを使用済小型家電から抽出したリサイクル金属で製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しており、2020 年以降も持続可能なリサイクルの促進につながることを期待しています。

2-2 廃棄物の適正処理

日常生活や事業活動によって生じるごみは、様々な工程を経て、適正に処理されています。ごみを適正に処理するための一連のシステムを安定して運用することは、市民生活を支える基盤として重要です。また、ごみ処理システムを安定かつ継続的に運用するためには施設の適正な維持・管理も求められます。

2018（平成 30）年度を初年度とする「郡山市一般廃棄物処理基本計画」を推進し、廃棄物の適正処理に取り組みます。

市民の取り組み

- Ø ごみの分別の徹底
- Ø ごみ集積所の適正利用
- Ø 粗大ごみや家電リサイクル対象品^{※1}の、決められた手続きに基づく処理
- Ø ごみのポイ捨て防止、ごみの持ち帰りの実施
- Ø 市民総ぐるみクリーンこおりやま運動などの、地域の美化活動への積極的参加

事業者の取り組み

- Ø 適正な廃棄物の分別の徹底
- Ø 廃棄物の処理に関する法令を順守し、不適切な処理を防止
- Ø 事業所周辺の美化活動や、地域の美化活動への積極的参加

^{※1} 家電リサイクル対象品：家電リサイクル法により、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目は特定家庭用機器として指定されています。これらの廃棄の際には、排出者は小売業者や製造業者等からの求めに応じ、料金を支払い、製造業者等への引渡しと、リサイクル（再商品化等）を推進することが義務づけられています。

市の取り組み

施策の展開

2-2-1 廃棄物の減量化・資源化の推進

○ 廃棄物処理基本計画の推進

ごみの減量や一般廃棄物の適正な処理、施設の適切な維持管理及びし尿の効率的な処理を基本方針とした、個別計画である「一般廃棄物処理基本計画」を総合的に推進します。

○ ごみの減量化啓発事業

- ・ 一般家庭の生ごみ減量化を推進し、併せて再利用及び環境保全に対する意識高揚を図るため、生ごみ処理容器（コンポスト※1容器、ボカシ容器）の無償貸与を行います。【生ごみ処理容器無償貸与事業】
- ・ 学校給食から排出される野菜くず、残さ等の生ごみをコンポスト化し、生ごみの減量化・リサイクル意識の高揚を図ります。【教育施設生ごみ再利用処理機設置事業】
- ・ ごみの減量化に向けた取り組みを推進するため、ごみ処理費用の推移やリサイクルによる効果を総合的に勘案し、ごみの適正負担について検討を行います。

○ PCB※2廃棄物適正処理対策事業

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、市が事業者として市有施設内に保管しているポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を早期に処理します。また、市内未処理事業者に対しては、掘り起こし調査の実施及び期限内処理に向けた周知・指導を行います。

○ 産業廃棄物の適正処理

排出事業者に対して、産業廃棄物の減量や資源化の普及・啓発を図ります。

○ 廃棄物処理施設等の整備

市の廃棄物処理施設や最終処分場などの施設整備を計画的に推進します。

※1 コンポスト：有機物を微生物によって分解した肥料のこと。

※2 PCB：ポリ塩化ビフェニル化合物の総称で、なかでも、毒性が極めて強いものはダイオキシン類と呼称されています。現在は新たに製造されていませんが、過去の電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきました。

2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進

○ 廃棄物の不法投棄対策

各種団体や地域住民との連携を図り、不法投棄多発地区などへの監視強化に努め、不法投棄を発見した際には、迅速かつ適切に対処します。

○ 市民総ぐるみクリーンこおりやま運動

道路、公園等の公共の場所に放置されている空き缶、空きびん、紙くず等のポイ捨てごみの回収に市民が一丸となって取り組むことにより、環境美化に対する意識の高揚を図ります。

「資源が循環するまちづくり」の目標値

No.	環境指標	現況値	目標値
2-①	1人1日当たりのごみ排出量	1,141g (2016年度)	1,036g (2021年度)
	市民1人が1日に出すごみの量（集団資源回収を除く）。「郡山市一般廃棄物処理基本計画」に定める2027年度の1人1日当たりのごみ排出量を現況値から20%削減する計画値に合わせた目標値とします。		
2-②	再生利用率	10.3% (2016年度)	17.5% (2021年度)
	市で回収する再生利用率。 $\text{(分別収集回収量+破碎回収金属量+集団資源回収量)} / \text{(ごみ総量+集団資源回収量)}$ 「郡山市一般廃棄物処理基本計画」に定める2027年度の再生利用率を26%とする計画値に合わせた目標値とします。		

今後、期待される事業（取り組み）

ごみゼロの社会を目指します。

ごみの排出量は、東日本大震災後をピークに減少傾向にあるものの依然として高い値を示しています。ごみの分別方法や収集の見直し、有料化の検討により、更なるごみの減量化・資源化を図り、一人当たりのごみ排出量を限りなく少なくします。

それでも排出されたごみについては、電気や熱エネルギーを生み出すバイオマスエネルギーの資源として有効利用し、ごみゼロの社会を目指します。



取り組みの柱

3

自然と共生できるまちづくり

【自然環境の保全と共生】

現状と課題

本市は「磐梯朝日国立公園」をはじめ、阿武隈山地、奥羽山脈など、緑豊かな自然に恵まれています。また、自然性が高く、希少性に富み、学術的価値の高い地域の恒久的な保全のために指定する「自然環境保全地域」、身近にある鎮守の森などを快適な生活環境として維持するために指定する「緑地環境保全地域」など、特色のある自然が数多く残されています。



猪苗代湖

本市は、森林が市域面積の約5割を占めるなど、森林資源に恵まれています。森林は、木材等の供給のみならず、地球温暖化対策、国土保全、水資源のかん養、生物多様性^{※1}の保全への寄与等の多面的機能を有しています。しかし、林業従事者の減少等により、森林の保全・整備は十分でない状況になっています。豊かな自然を保全するため、植林や間伐など森林の適正な管理を行うとともに、郡山市産木材の積極的活用など、林業の振興が必要となります。

^{※1} 生物多様性：自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとのさまざまな生態系の多様性をも意味する包括的な概念。



東部森林公園

生物は、生態系の中でそれぞれの役割を担っており、相互に影響しあい、人間の生存にとっても欠かすことのできない生態系のバランスを維持しています。しかし、私たちの活動や開発が生物多様性に大きな影響を与えています。また、本来その地域には生息しない外来種により、固有の生態系を崩すという問題も発生しています。一度崩れた生態系は回復が困難となるため、未然の対策が重要となります。

近年、局地的豪雨が顕在化し、全国各地で甚大な水害が多発しています。県内での時間雨量 50mm以上の降雨観測は増加しており、本市においても 2010（平成 22）年 7 月 6 日の集中豪雨や 2011（平成 23）年 9 月 21 日の台風 15 号により多くの浸水被害に見舞われました。想定を超える豪雨に対して、国・県や大学、企業などと連携を図り、被害軽減に向けた対策を講じる必要があります。



2011(平成 23)年9月に発生した台風による水害の様子

3 自然と共生できるまちづくり

3-1 自然環境の保全

3-2 自然災害の防止と抑止

3-1 自然環境の保全

自然環境は、ひとたび大きく改変されると、元の状態へ回復するまでに長い時間が必要となります。本市の自然やそこに生息する身近な生き物は、本市のまちの魅力であり心に安らぎを与えてくれます。これらの自然を次の世代に引き継ぐため、都市的土地利用と自然環境的土地利用の計画的な推進により、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受でき、自然と共生するまちづくりを進めます。

市民の取り組み

- ❑ 地域の自然や身近な緑を大切にし、農地、農道や水路などの保管理の実施
- ❑ 動植物の観察を行い、むやみな採取や植物への傷つけを防止
- ❑ ペットの責任をもった飼育、外来種^{※1}の放棄の防止
- ❑ 緑化活動への参加
- ❑ 自然を楽しむ際のマナー順守
- ❑ 自然観察会や体験会への積極的な参加と自然との付き合い方の習得

事業者の取り組み

- ❑ 活動の際、環境負荷の少ない事業方法の選択
- ❑ 所有する林地等の間伐等の実施による、適切な管理
- ❑ 木材の地産地消
- ❑ 緑化活動への参加と、積極的な支援
- ❑ ペットなどの販売時の、飼い方や逃げ出した場合のリスク等の適切な情報提供

^{※1} 外来種：人為的な影響で本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のこと。反対に、元々その地域に自然分布していた生物を在来種といいます。

市の取り組み

施策の展開

3-1-1 生物多様性の保全

○ 地域と連携した生物多様性保全の推進

- ・ 市民、事業者、市の協働により、生物多様性の保全に寄与する様々な取り組みを推進します。
- ・ 多くの市民が本市の生き物に関心を持ち、知識を深め、生物多様性の保全に積極的に取り組むよう市民参加による生物調査を推進します。

○ 野生生物の保護管理

- ・ 国や県などと連携を図り、貴重な動植物やその生息・生育環境の適切な保護・保全に努めます。【野生鳥獣保護管理事業】
- ・ 野鳥を通して自然保護の大切さを広く知ってもらうため、市ウェブサイト等により、愛鳥週間の普及啓発を図るとともに、郡山市の鳥「カッコウ」の情報を発信します。
- ・ 動植物についての理解を深めてもらうため、情報や機会の提供を図ります。

○ 外来種対策の推進

外来種による在来種への悪影響を抑制するため、国や県と連携して外来種の移動や持込禁止に関する啓発、防除対策を推進します。

○ 有害鳥獣対策の推進

自然環境被害や農作物被害をもたらすイノシシ等の有害鳥獣対策を実施し、被害の軽減を図ります。

○ 自然再生事業の推進

過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、市や関係機関、地域住民、NPO、専門家などの地域の多様な主体が連携して、自然再生に向けた取り組みを推進します。

○ 開発事業における自然環境への配慮の推進

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある開発事業については、計画構想の段階から環境に配慮した事業となるよう、環境影響評価を実施します。

3-1-2 森林や農地の保全と活用

○ 森林の整備・保全

- ・ 生き物の生息地や水源かん養など森林の多面的機能を維持増進させるため、森林の計画的な整備や保全を行います。
- ・ 松くい虫等の被害拡大を防止するため、被害木の伐倒駆除を行います。【森林保護対策事業】
- ・ 森林の公益的機能を保全し、森林・林業・木材産業の再生を図るため、森林内の路網整備や間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に推進します。【ふくしま森林再生事業】

○ 森林資源の活用

郡山産木材「と・き・め・木」の需要拡大と利用を図り、本市の林業、木材産業の活性化により、森林が有する多面的機能の持続的な発揮を促進します。

○ 農地の適正な維持管理

- ・ 生き物の生息地や水源かん養などの農地の多面的機能を発揮するため、農地の適正な維持管理を行います。
- ・ 農業者と非農家組織で形成された活動組織が地域内の農地・農道・水路等の保全管理を行うことで、農業生産基盤の適切な管理を推進します。【多面的機能支払交付金事業】
- ・ 農業振興地域整備計画の適切な管理により、農業の近代化のための公共投資と農業振興施策を計画的に推進し、本市農業の振興と国土保全の役割を果たす農地の適正利用を図ります。【農業振興地域整備促進事業】

○ 自然環境と調和した農業の推進

- ・ 堆肥等による土づくりと化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」を導入するエコファーマーを育成するとともに「有機農産物」「特別栽培農産物」の生産に取り組む農家を育成します。
- ・ ICT^{※1}等を活用した効率的な営農の推進により農地の有効活用を促進し、遊休農地の低減を図ります。

※1 ICT (Information and Communication Technology) : 情報処理や通信に関する技術、サービス等の総称。

- ・ 中山間地域の豊かな景観の形成や自然環境の保全など多面的機能を維持するため、条件不利な農地を耕作する農業者等に交付金を交付し、農地等の適切な管理を行い、遊休農地の利用を推進します。【中山間地域等直接支払事業】
- ・ エコフィードの活用により、食品リサイクルによる資源の有効利用や、飼料自給率の向上等を図ります。

3-1-3 公園・緑地等の整備

○ 都市公園の整備

地域住民の憩いの場、活動の場として、日常的な利用に供される都市公園の整備を図ります。【公園整備事業】

○ 自然とふれあえる環境づくりの推進

- ・ 緑化木や花苗の交付等により、緑化の促進及び保全を促し、都市全体の緑の創出及び保全を図ります。【緑化推進事業】
- ・ 「平成記念郡山こどものもり公園」の豊かな自然を活かした自然観察会及び体験学習会を実施し、市民や子ども達の自然環境の保護に対する意識高揚を図ります。【こどものもり公園自然体験事業】

○ 観光資源としての持続的活用

- ・ 観光地における自然環境の保全を図るとともに、観光による本市への来訪者の利便性を向上させるため、観光地周辺や観光施設の整備を行います。【観光地整備事業】



間伐実施後の森林

トピックス

特定外来生物

もともと日本におらず、海外から国内に持ち込まれた生物を「外来生物」と言います。

外来生物のうち、「日本の生物・生態系に重大な被害を与えるもの」「人に重度の障害や重傷を与えるもの」「農林水産物への繰り返し継続した重大な被害を与えるもの」が、環境省により特定外来生物に指定されています。

特定外来生物は、動物だけではなく、昆虫や植物なども含まれます。指定されると、研究目的等で許可を得たものを除き、輸入、販売、運搬、飼養等が禁止され、違反すると重い罰則が科せられます。



国内で初めて確認されたヒアリ（出典：環境省）

2017（平成 29）年6月に兵庫県尼崎市で、国内で初めてヒアリが確認されたことから、全国各地で侵入の有無を確認するための緊急調査を実施しました。2018（平成 30）年1月22日時点で全国26箇所においてヒアリが確認されています。

県内で確認されている特定外来生物として、アライグマ、アメリカミINK、ガビチョウ、ウシガエル、オオクチバス（ブラックバス）、ウチダザリガニ、オオハングソンソウ、アレチウリなどがあげられます。



オオハングソンソウ

（出典：国立環境研究所）

3-2 自然災害の防止と抑止

近年においては、水害や地震等の自然災害への対応も大きな課題の一つとして浮上しています。これらの自然災害に備えて、浸水、山崖くずれなどの対策による被害の防止や災害時における防災拠点施設の整備に努める必要があります。

市民の取り組み

- ❑ 農地、農道や水路などの保全管理の実施
- ❑ 自然災害に備え、地域で行われる防災訓練への積極的な参加
- ❑ 緊急時に備え、非常食や保存食の備蓄
- ❑ 災害時の情報収集、地域における高齢者などへの対応や避難所への移動など適切な行動

事業者の取り組み

- ❑ 所有する林地での、間伐等の実施による適切な管理
- ❑ 自然災害に備え、事業所内で防災訓練の実施
- ❑ 災害時の情報収集に努め、従業員への適切な誘導の実施

市の取り組み

施策の展開

3-2-1 豪雨対策の推進

○ 「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」の推進

ゲリラ豪雨等により発生している市街地の浸水被害を軽減するため、「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」に基づく取り組みを推進します。（2014～2022年度）

- ・ 公共下水道への接続により不用となった浄化槽を雨水流出抑制施設へ転用するための費用及び浸透枳等を設置するための費用の一部を補助します。【雨水流出抑制施設整備促進事業】

- ・ これまでの計画雨水量を超過する局所的な豪雨等、雨水流出量の増大により発生する浸水被害を軽減するため、雨水貯留施設等の整備を行います。【雨水貯留施設等整備事業】
- ・ 建物等の浸水被害を軽減するため、郡山市内で、浸水被害があったと市長が認める区域における建物等の所有者又は使用者を対象に、止水板設置等工事費の一部を補助します。【止水板設置補助事業】

○ 浸水被害の軽減

- ・ 浸水被害の軽減を図るため、雨水幹線等の整備を行います。【公共下水道雨水対策整備事業】
- ・ 豪雨による浸水対策として、樋管の内水ポンプ用の増設と電源を発電機から商用電源に切り替えることにより稼働までの時間短縮化を図り、冠水被害の軽減を図ります。【浸水対策事業】
- ・ 水田の多面的機能を活用し、都市部に集中する浸水被害の軽減に寄与するため、上流域の水田において一時的に雨水を貯留する「田んぼダム」の実証事業を行います。(取り組み期間：2017（平成 29）～2019（平成 31）年度)

3-2-2 自然災害に備えた防災基盤の整備

○ 防災情報の発信

- ・ 災害による被害の未然防止・拡大防止を図るため、多様なメディアを活用し、災害時の情報を市民や関係機関へ迅速に提供する情報発信体制を整備します。特に、防災行政無線に替わる新たな情報伝達システムの再構築を行います。【防災情報発信事業】

○ 災害時用備蓄品の整備

- ・ 災害時の応急対策と市民の安全確保を図るため、行政センターや公共施設等に、備蓄用食糧や生活必需品など避難所用応急物資の備蓄を行います。また、家庭における備蓄品準備の啓発を行うとともに、民間事業者との協定の締結により、災害時の生活必需物資等の確保に努めます。【災害時用備蓄品整備事業】

○ 橋りょうの耐震整備

- ・ 災害時における被災地への救護ルートの確保や落橋による鉄道等への二次被害への防止などのため、橋りょうの耐震整備を行います。

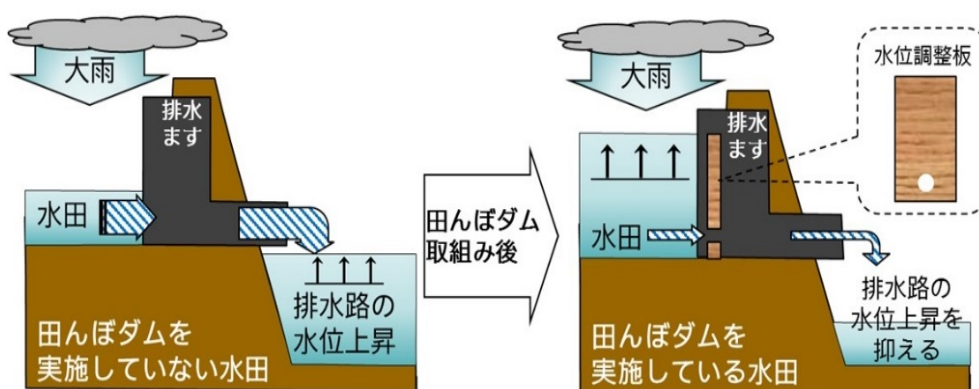


図4-5 田んぼダムの概念図

「自然と共生できるまちづくり」の目標値

No.	環境指標	現況値	目標値
3-①	カッコウの生息数	178 羽 (2016 年度)	現状維持 (2021 年度)
	郡山市の鳥カッコウの生息数。カッコウの生息状況は、自然環境の状態を表すひとつの目安となることから、確認された数の現状維持を目標とします。		
3-②	間伐実施面積	232ha (2015 年度)	302ha (2021 年度)
	国有林を除く市内民有林の年間の間伐実施面積。森林の適正な整備・保全の推進により、水源かん養や山地災害防止など森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、2025 年度の間伐実施面積を現況値の 1.5 倍とする整備計画に合わせた目標値とします。		
3-③	有害鳥獣による農産物の被害面積	7.6ha (2016 年度)	4.4ha (2021 年度)
	有害鳥獣による農産物の被害面積。有害鳥獣被害の減少が、森林や農地の保全につながることから、「郡山市鳥獣被害防止計画」に定める目標値とします。なお、目標値については当該防止計画の変更と併せて見直すものとします。		

今後、期待される事業（取り組み）

生物多様性の確保

自然環境や多様な生物の豊かさは、私たちの暮らしの豊かさにつながります。しかしながら、都市化の進展や気候変動などにより世界的に生物多様性が失われてきています。本市の豊かな自然や多様な生物を次世代に引き継ぐため、河川や水路、農地などの整備にあたっては、生態に配慮した整備に努めるとともに、外来種の防除や希少生物の保護を推進します。

コラム

野生動植物を絶滅させないためには、絶滅のおそれのある種の現状を的確に把握し、そのための対策をとり、一般へ理解を深める必要があります。

県内の絶滅のおそれのある種をリストにまとめた「ふくしまレッドリスト（2001 年-2003 年版）」は、2001（平成 13）年と 2003（平成 15）年に作成されましたが、野生動植物の生息環境は、近年の経済・社会活動や東日本大震災の影響等により大きく変化していることから、2013（平成 25）年から改訂に向けた調査を行い「ふくしまレッドリスト（2017 年版）」に改訂されました。



絶滅の危機に瀕している
「クマガイソウ」（出典：福島県）

取り組みの柱

4

健康で安心して暮らせるまちづくり

【生活環境の保全と改善】

現状と課題

国内において、かつてのような著しい産業公害は見られなくなりましたが、日常的な暮らしや経済活動による都市生活型の公害が課題となっています。また、光化学オキシダントやPM2.5などの広域的な大気汚染の問題も見られます。

今後も良好な生活環境を守るため、工場・事業場などの固定発生源対策を継続するとともに、自動車を中心とした移動発生源対策を強化することが必要です。

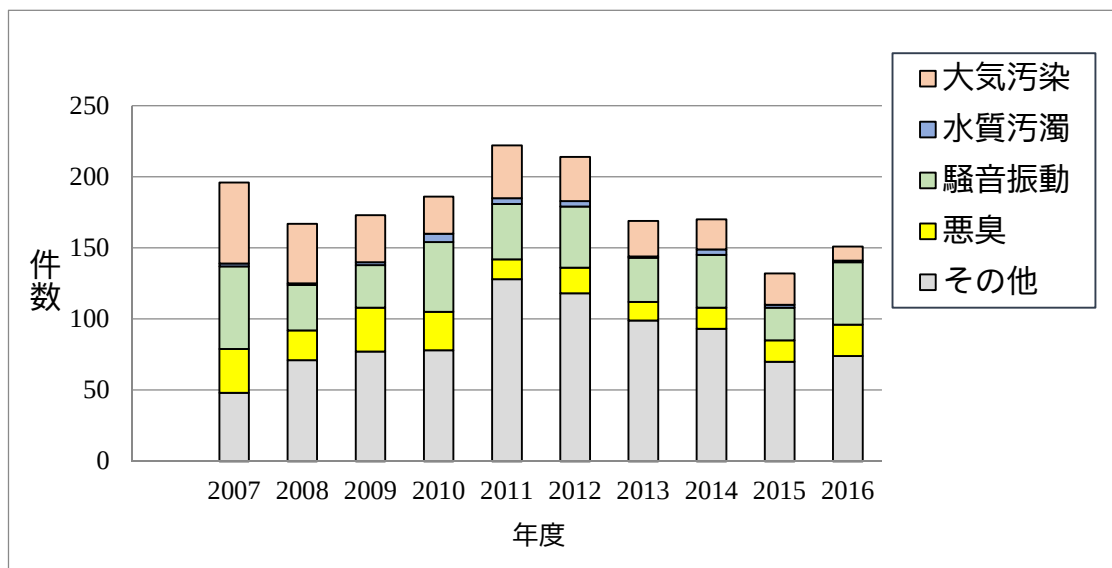


図4-6 公害苦情件数の推移

2016（平成28）年度の公害苦情の申立件数は151件で、昨年度の132件から19件増加しました。内訳としては、騒音振動が44件（29.1%）、悪臭が22件（14.6%）、大気汚染が10件（6.6%）、水質汚濁が1件（0.7%）で、その多くが都市生活型公害に対する苦情です。

4 健康で安心して暮らせるまちづくり

4-1 大気環境等の保全と改善

4-2 水環境等の保全と改善

4-1 大気環境等の保全と改善

私たちが健やかな生活を送るためには、自動車や事業活動等に伴う大気汚染対策や騒音・振動対策が必要です。これからもモニタリング体制の充実を図るとともに、大気汚染防止法などの関係法令に基づき、原因物質の排出抑制に向けた対策や、自動車、事業場などから発生する騒音・振動の調査・対策を実施し、健康被害を防止します。

市民の取り組み

- ❑ 徒歩、自転車、公共交通機関による移動やカーシェアリングの実施
- ❑ エコドライブの実施や低公害車などの購入
- ❑ 生活騒音に関して近隣への配慮

事業者の取り組み

- ❑ エコ通勤や時差出勤の実施
- ❑ 業務用車両でのエコドライブやアイドリングストップの実施、低公害車などの導入
- ❑ 事業活動における汚染物質等の排出削減
- ❑ 騒音・振動・悪臭が発生する施設や作業時の、周辺への配慮
- ❑ 関係法令を遵守し、工場・事業場などから排出される大気汚染物質などの適正処理の実施



市の取り組み

施策の展開

4-1-1 有害化学物質の発生抑制

○ 環境にやさしい自動車の導入促進

環境性能に優れた自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）の導入を促進し、自動車による有害化学物質の排出抑制を図ります。

○ 大気汚染調査

大気中の汚染物質である窒素酸化物^{※1}、硫黄酸化物^{※2}、オキシダント^{※3}（光化学スモッグの原因物質の一つ）、微小粒子状物質（PM2.5^{※4}）等を常時監視するとともにダイオキシン類、有害大気汚染物質、酸性雨^{※5}等の調査を実施し、大気環境の保全に努めます。

○ ICTを活用した環境情報の収集及び提供

国、県による化学物質の規制の動向や、環境中の挙動に関する調査・研究結果等の情報収集に努めます。また、ICTを活用して環境に関する測定データや情報を市ウェブサイト、広報等を通じて、市民や事業者へ情報提供を行います。

○ 自動車交通対策

交通流の分散及び交通渋滞の解消を図り、自動車交通に起因する大気汚染や振動・騒音などの軽減・防止に努めます。【幹線道路新設改良舗装事業】、【環状線等街路整備事業】

※1 窒素酸化物：光化学オキシダントや酸性雨などを引き起こす大気汚染原因物質であり、工場・事業場や自動車から排出されます。特に毒性の高い二酸化窒素は、大気汚染防止法によって環境基準が定められています。

※2 硫黄酸化物：酸性雨を引き起こす大気汚染原因物質であり、硫黄を含む石油・石炭などを燃焼したときに発生します。特に毒性の高い二酸化硫黄は、大気汚染防止法によって環境基準が定められています。

※3 オキシダント：工場・事業場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線を受けて光化学反応を起こし生成する酸化力の強い物質の総称。（詳細は73ページを参照）

※4 PM2.5：大気中に浮遊している2.5 μm （1 μm は1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、粒子が非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

※5 酸性雨：空気中に放出された酸性物質（硫黄や窒素の酸化物）が溶け込んで地表に降ってくる雨のことで、酸性雨によって河川や湖沼、森林等が酸性化し生物に影響を与えたり、降雨により建築物が腐食する等の影響があります。

4-1-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制

○ 騒音・振動の調査及び防止対策の推進

自動車、事業場や建設作業などによる騒音・振動の調査を実施し、生活環境の監視・保全に努めます。また、福島県高速交通公害対策連絡会議を通じ、高速自動車道及び東北新幹線鉄道の各事業者に対して、騒音・振動の低減についての要望活動を行います。

○ 悪臭防止対策の推進

事業活動に伴って発生する悪臭を防止するため、関係法令や郡山市悪臭対策指針により工場・事業場の悪臭改善指導を行い、市内全域における悪臭防止に努めます。

4-1-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導

○ 関係法令などに基づく規制・指導の徹底

事業者への立入検査を実施し、法令等に定められている基準の遵守を図るとともに、汚染が発生した場合には、汚染物質の除去等の対策が適切に実施されるように指導します。

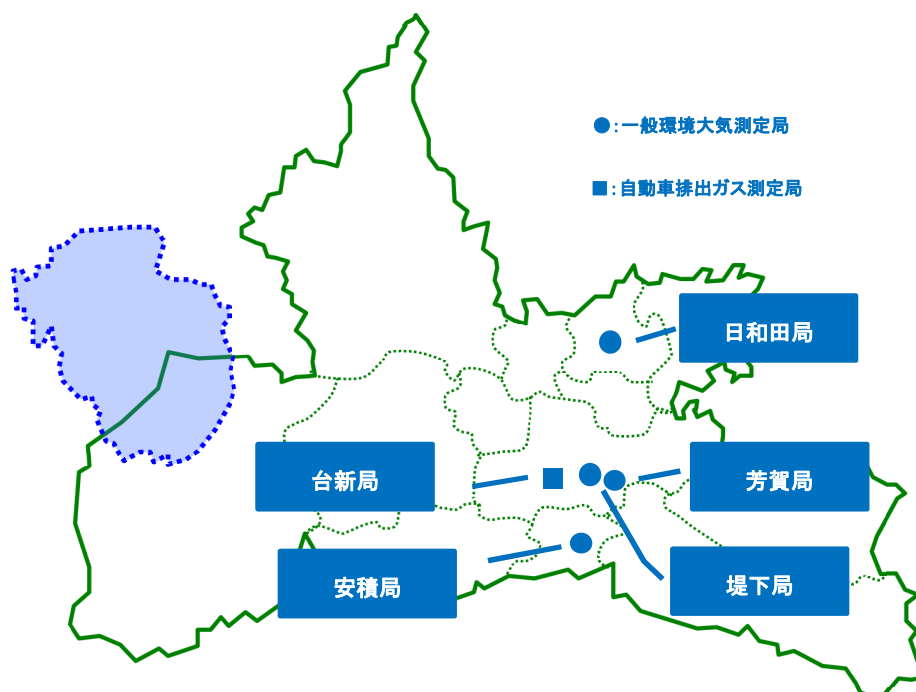
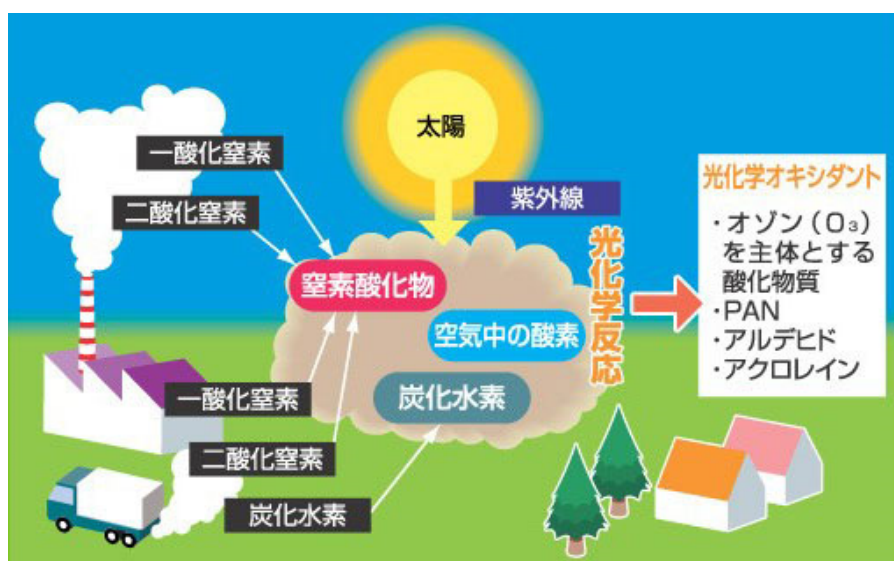


図4-7 市内の大気常時監視測定局

トピックス

光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、大気汚染物質のうち、自動車の排気ガスなどから発生して大気中に存在する炭化水素と窒素酸化物が、太陽光線などの紫外線的作用によって反応を起して発生する原子状酸素やオゾン、あるいはこれらを媒介としてできた酸化力の強い物質の総称です。



光化学スモッグ発生の仕組み

(出典:環境省 ECO 学習ライブラリーホームページ)

都市部に交通が集中すると、光化学オキシダントの濃度が高くなります。濃度が高くなると、目やのどに刺激を与え、目がチカチカする、のどが痛い等の健康被害がみられることがあり、さらに、手足のしびれ、呼吸困難などの重篤な症状を生じることがあります。

2015（平成 27）年度における全国の環境基準達成率は、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに 0%であり、達成状況は極めて低い水準が続いています。環境基準の達成には、工場等への適切な規制を継続して実施するとともに、市内の自動車渋滞への対策を講じるなど、本市においても改善に向けた取り組みが求められます。

4-2 水環境等の保全と改善

水は生命の源であり、生活環境や産業活動に欠かせない私たちの暮らしを支える貴重な資源です。また、水は森林や農地等への降雨が土壌に保水されながら、地下水として流下し、河川や湖沼等、海に流れながら大気中に蒸発して再び降雨となり、循環しています。この豊かな水環境は、持続可能な形で次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

水環境の保全を図るため、水質汚濁防止法などの関係法令に基づき、水質汚濁の防止や土壌汚染対策等を行い、健全な水循環を維持し、または改善するための施策を推進します。

市民の取り組み

- ❑ 排水ネットの利用や油污れのふき取り等による、生活排水の環境負荷低減
- ❑ 公共下水道整備区域や農業集落排水施設^{※1}整備区域での接続への協力や、未整備区域での浄化槽の設置
- ❑ 水の再利用や節水

事業者の取り組み

- ❑ 事業活動における適正な排水処理
- ❑ 公共下水道整備区域や農業集落排水施設整備区域での接続への協力や、未整備区域での浄化槽の設置
- ❑ 節水や節水型機器の設置
- ❑ 農薬などの適正使用や家畜排せつ物の適正管理
- ❑ 関係法令を遵守し、工場・事業場などから排出される水質汚染物質などの適正処理の実施

^{※1} 農業集落排水施設：農村世帯の生活環境の向上や農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を集落ごとの処理場に集め、きれいにして川に戻す施設のこと。

市の取り組み

施策の展開

4-2-1 水資源の保全の推進

○ 水質調査

河川、湖沼等の調査を定期的に実施し、水質の把握に努めます。

○ 生活排水対策の推進

生活排水による水質汚濁を抑制するため、排水ネットの利用や油污れのふき取り等による取り組みを啓発し、良好な水環境を確保していきます。

○ 公共下水道の普及促進

公衆衛生の向上及び阿武隈川水系に係る公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を計画的に行うとともに、整備が完了した区域については、早期接続を進めるよう促進活動を実施します。

○ 雨水活用の推進

水資源の有効利用や降雨時の浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留タンクの設置費用や公共下水道への接続により不用となった浄化槽を再利用した雨水貯留施設の設置費用に対して補助を行い、雨水活用施設の普及を促進します。【雨水流出抑制施設整備促進事業】

○ 猪苗代湖の水環境保全

- ・ 県や猪苗代湖周辺市町と広域的な連携を図り、水環境保全対策を積極的かつ総合的に推進します。
- ・ 猪苗代湖等の公共用水域の水質保全及び湖南地区の公衆衛生の向上を図るため、湖南特定環境保全公共下水道の整備を計画的に行います。【特定環境保全公共下水道整備事業】
- ・ 水道水源である猪苗代湖の環境保全を啓発するために、市民参加による猪苗代湖岸清掃を実施します。【猪苗代湖の水を守りたい事業】
- ・ 猪苗代湖の水質保全や周辺環境の美化を図るため、トイレやキャンプ施設の整備を行います。【猪苗代湖岸施設整備事業】

- ・ 湖水の透明度低下要因、pH 上昇関与物質、富栄養化現象の動向等の調査を継続実施することにより、湖水の汚染防止をするうえでの施策提言及び対策を実施します。【猪苗代湖水環境保全事業】

4-2-2 地下水、湧水の保全

○ 地下水及び土壌汚染調査

「水質汚濁防止法」に規定する特定事業場等において、使用、製造される有害物質による地下水、土壌の汚染状況を監視するため、地下水調査を定期的を実施します。

○ ダイオキシン類^{※1}調査

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき環境中のダイオキシン類による汚染状況を監視するとともに、発生源事業所に対する指導、監視、調査を実施します。

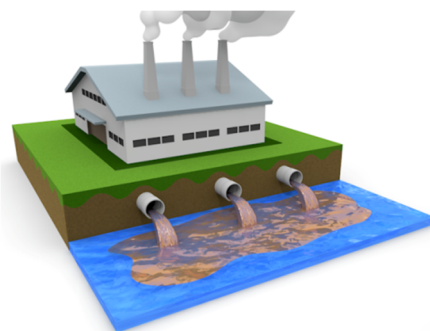
○ 地盤沈下対策

「福島県生活環境の保全等に関する条例」に規定される、一定規模を有する揚水施設の届出事務及び適正揚水量の管理指導を行います。

4-2-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導

○ 関係法令などに基づく規制・指導の徹底

「水質汚濁防止法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に規定する事業場等への行政指導及び立入調査を実施することにより、公共用水域の水質保全に努めます。【特定事業場等調査】



※1 ダイオキシン類：塩素を含む有機化合物の一種で、塩素を含む物質を燃やしたときに発生する有害性の高い物質。



猪苗代湖岸清掃の様子

調査の種類	実施状況
大気（一般環境）	市内 1 地点において、夏期及び冬期の年 2 回調査を実施。
公共用水域水質（河川）	市内 2 河川において、夏期及び冬期の年 2 回調査を実施。
公共用水域底質（河川）	市内 2 河川において、夏期の年 1 回調査を実施。
地下水質	市内 10km メッシュ 16 地点をローリング方式により、毎年 2 地点の調査を実施。
土壌（一般環境）	市内の保育所の土壌 1 箇所の調査を実施。
土壌（発生源周辺）	市内の廃棄物焼却炉を持つ事業場の内、2 事業場周辺土壌の調査を実施。

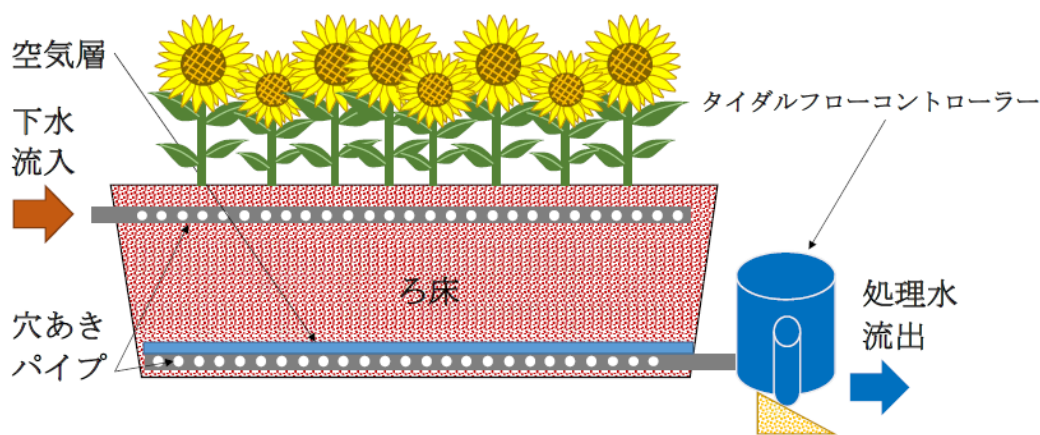
図4-8 市内のダイオキシン類の環境調査概要

※2016(平成 28)年度は、いずれの調査でも基準値未満でした。

トピックス

下水処理をグリーン化！「ロハスの花壇」実証実験

本市と日本大学工学部は、2016（平成28）年10月31日に「下水道事業における連携協力に関する協定」を締結し、湖南浄化センターにおいて、日本大学工学部が研究する下水処理技術「ロハスの花壇」の実証実験が実施されています。



ロハスの花壇概要

自然の浄化機能を生かした廃水処理技術である湿地浄化法を一般家庭の庭や公園で活用することを想定し、花壇に適用したのが「ロハスの花壇」です。自然が営む物質循環を利用することで、最小限のエネルギーで廃水処理が行えます。

「ロハスの花壇」では、廃水は植物を育てる水であり、肥料です。「ロハスの花壇」で下水を処理すれば、下水が景観形成や潤いのある生活に貢献する緑化の源になり、自然にやさしい資源循環型の下水処理が実現します。

※ロハス（LOHAS）とは、Lifestyles Of Health and Sustainability の省略で、健康で持続可能な生活スタイルのこと。

「健康で安心して暮らせるまちづくり」の目標値

No.	環境指標	現況値	目標値
4-①	工場・事業場からの排出ガス基準達成率（大気汚染防止法）	99% （2016 年度）	100% （2021 年度）
	大気汚染防止法に基づき、工場・事業場から排出されるガスの基準達成状況とします。		
4-②	市内の河川水質（BOD）の環境基準達成率	7 地点中 6 地点で 環境基準値以下 （2016 年度）	全地点で 環境基準値以下 （2021 年度）
	市内の河川（7 地点）における水質調査地点での、水質の汚れ具合を示す BOD の測定値の環境基準達成状況とします。 阿武隈川（阿久津橋）、五百川（石筵川合流後）、逢瀬川（馬場川合流前・幕ノ内橋上流・阿武隈川合流前）、大滝根川（阿武隈川合流前）、谷田川（谷田川橋）		
4-③	ダイオキシン類環境基準達成率	環境基準値以下 （2016 年度）	環境基準値以下 （2021 年度）
	大気、河川の水質、河川の底質、地下水、土壌におけるダイオキシン類の環境基準達成状況とします。		

今後、期待される事業（取り組み）

大気環境保全対策

大気環境の保全は、域内のみの活動には限界があります。国との連携を図り、広域での取り組みを実行することで、大気環境保全の一翼を担えるよう努めていきます。

猪苗代湖の水環境保全対策

猪苗代湖の水質は、2002（平成 14）年度から 2005（平成 17）年度にわたり日本一と認定されていましたが、2006（平成 18）年度以降、水質項目の一つである大腸菌群数が環境基準を超過したためランキング対象外となりました。2008（平成 20）年度に全国 2 位のランキングに復活しましたが、再びランキング対象外となりました。

再び水質日本一となるよう、湖岸清掃や水質汚濁の原因となる水草の回収、家庭からの生活排水対策を講じ、良好な水環境を確保していきます。

取り組みの柱

5

環境を思いやる人を育むまちづくり

【環境意識の啓発】

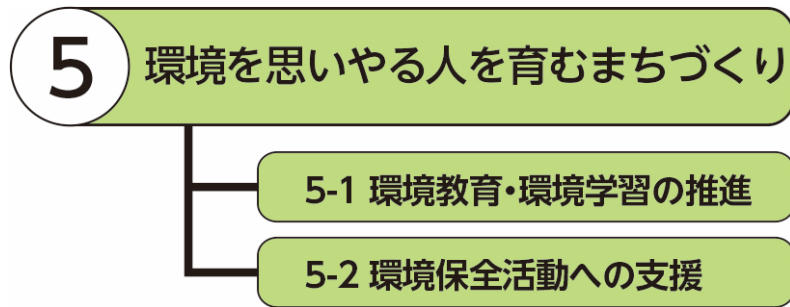
現状と課題

さまざまな環境問題の解決には、市民、事業者、市（行政）が自らの活動と環境への関わりを認識し、それぞれの役割に応じた環境の保全及び創造の取り組みを協働で実施していく必要があります。

将来に向けて良好な地球環境を継続していくため、主体となる「人」を育てる上で、家庭及び小中学校等における環境教育や環境学習はきわめて重要であり、生活規範の中で環境意識の伝達がしっかりとなされていくことが望まれます。そのため、本市では、子どもたちが自主的に環境についての活動を行う「こどもエコクラブ」や小中学校が参加して行う水生生物による水質調査など、子どもたちによる環境保全活動が活発に行われてきました。また、公民館などによる生涯学習、町内会・各種団体などによる集団資源回収、河川・公園の美化活動など、地域での自主的な環境保全活動も盛んに行われています。今後も環境教育・環境学習や環境保全活動をより一層推進することで、すべての市民が環境に目を向けるとともに地域への愛着を持つことにより、環境への取り組みの輪を広げていくことが重要です。



こどもエコクラブ活動の様子



5-1 環境教育・環境学習の推進

市民、事業者、市（行政）の各主体が自主的に、かつ、協働で環境保全活動を実践するためには、各主体が日常生活や事業活動と環境との関わりに気付き、自分の役割や責任を理解し、行動するための力を身に付けることが重要です。そのために、環境に関する情報を広く提供するとともに、多様な場や機会での環境教育・環境学習を推進します。

市民の取り組み

- ❑ 学校などで実施する環境教育・環境学習への参加・協力
- ❑ 環境学習講座への積極的な参加
- ❑ 家庭や地域での環境教育の推進

事業者の取り組み

- ❑ 学校などで実施する環境教育・環境学習への協力
- ❑ 市民向けの環境学習講座の実施

市の取り組み

施策の展開

5-1-1 環境教育の充実と普及

○ 保育所や学校などにおける環境教育の推進

- ・ 保育所へグリーンカーテンを設置し、室温抑制に努め、季節の花々を種（苗）から育てることにより、幼児期において自然環境とエコロジーへの関心を高めます。

- ・ 各小中学校において、環境教育全体計画を策定し、環境保全や環境問題に主体的に取り組む児童生徒の育成を推進します。

○ 市民向けの環境学習講座の開催

- ・ 家庭や地域社会での環境保全の意識を高めるため、学校や公民館などにおける出前講座を開催します。
- ・ 生涯学習機会の充実を図るため、市民が技能や知識等を活かし達人先生として登録する「生涯学習きらめきバンク」を実施します。【生涯学習支援事業】

5-1-2 環境学習の場の提供

○ 自然とふれあう体験学習の推進

- ・ 「平成記念郡山こどものもり公園」の豊かな自然を活かした自然観察会及び体験学習会を実施し、市民や子どもたちの自然や環境の保護に対する意識高揚を図ります。【こどものもり公園自然体験事業】
- ・ 市内の未就学児を放射線の低い地域に連れていき、自然とふれあう体験活動を通し、自然に親しむとともに、思い切り体を動かして遊ぶことで、体力の維持増進を図ります。【保育元気アップ支援事業】



環境に関する出前講座

5-2 環境保全活動への支援

環境問題に対する取り組みには、市民、事業者などあらゆる主体の参加と連携が不可欠です。環境情報の発信や環境づくりを担う人材育成の推進を図り、環境問題を常に自分自身の問題として捉え、自発的な環境行動につなげるための支援を行っていきます。

市民の取り組み

- Ø 環境関連イベントへの参加
- Ø 地域で行う環境保全活動への参加
- Ø 環境に関する情報の有効活用
- Ø 環境保全活動を担う人材の育成

事業者の取り組み

- Ø 環境関連イベントへの参加・協力
- Ø 地域で行う環境保全活動への参加・協力
- Ø 環境に関する情報の有効活用
- Ø 環境保全活動を担う人材の育成

市の取り組み

施策の展開

5-2-1 環境情報の発信

○ ICTを活用した環境情報の収集・提供

- ・ 環境の現状、環境にやさしい行動、市民団体等の環境活動など、環境に関する情報を収集します。
- ・ 本市ウェブサイト、フェイスブックや広報紙などの多様な手段を活用し、誰にでも分かりやすい環境に関する情報の積極的な提供を行います。

5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり

○ 環境に関するイベント等の充実

環境に関するイベント等を推進し、環境意識の高揚に努めます。

- ・ 猪苗代湖を囲む郡山市、会津若松市、猪苗代町の子どもたちによる環境保全の活動発表や情報交換により、環境意識の高揚や環境保全活動の活性化を図ります。

【猪苗代湖子ども交流会】

- ・ 地球温暖化対策の推進に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」の認知度を向上させるため、地元プロスポーツチームなどと連携し、普及啓発活動を推進していきます。【COOL CHOICE（クールチョイス）推進事業】

○ 地域や環境学習拠点の整備・充実

再生可能エネルギーの発電所やクリーンセンターなどの環境学習の拠点となる施設の機能の整備・充実を図ります。

- ・ 太陽光発電や地中熱利用など再生可能エネルギーの重要性について理解を深めもらうため、国立研究開発法人 産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所や地中熱研究施設、福島空港発電施設など、近隣に建設される最先端の再生可能エネルギー施設の見学を行い、再生可能エネルギーの啓発を図ります。

【再生可能エネルギー施設見学バスツアー】

- ・ ごみの実態を理解してもらうため、ごみ処理施設やリサイクル施設などの見学を行い、3Rの必要性について意識の高揚を図ります。【ごみ処理・リサイクル施設見学バスツアー】

5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成

○ 環境保全に関する人づくりの推進

- ・ 本市のまちづくりを支える「市民力」や「地域力」を高め、協働のまちづくりを推進するため、市民や市民団体等が主体的に取り組む地域づくり活動等の支援を行います。【ひとまちづくり活動応援事業】

- ・ 環境教育を積極的に推進するリーダーとなる環境教育推進者の充実を図るため、小中学校の先生や地域の方々を対象とした研修会を実施し、学校や地域における環境教育を支援します。【環境教育推進者の研修会の開催】



再生可能エネルギー施設見学バスツアー(沼上発電所)の様子

「環境を思いやる人を育むまちづくり」の目標値

No.	環境指標	現況値	目標値
5-①	環境啓発イベントの参加者数	1,100 人 (2017 年度)	2,200 人 (2021 年度)
	市が主催する環境啓発イベントの参加者数。イベントを通じて、多くの市民に環境意識の高揚を図るため、現況値の2倍の参加者数を目標値とします。		

今後、期待される事業（取り組み）

市民、事業者による自発的な環境保全活動の更なる推進

本市の豊かな環境を次の世代に引き継いでいくためには、市の施策だけではなく、市民、事業者それぞれが役割を認識し、力を合わせて環境保全活動に取り組んでいかなければなりません。そのためには、私たち一人ひとりが環境を身近な問題と捉え、自発的に環境保全活動を実践することが求められています。

子どもから大人までを対象とする環境教育・環境学習の充実を図り、将来の環境を担う人材の育成に努めます。



市内一斉クリーン運動

原子力災害からの生活環境の回復

郡山市の原子力災害対策のこれまでの取り組み

1 除染の実施状況

(1) 一般住宅等除染について

市内の住宅、店舗や事務所などの除染につきましては、2011（平成 23）年 12 月に策定した「郡山市ふるさと再生除染実施計画」に基づき、比較的空間放射線量率の高い地区から優先的に実施し、2017（平成 29）年 3 月末で全て完了しました。

(2) 学校、保育所等の除染について

子どもたちの健康を第一に考え、他市町村に先駆けて校庭・園庭の表土除去に着手したほか、授業再開に向けたプール除染などを行ってまいりました。その後は、建物の屋上や敷地の外周部等についても、全面的な除染を完了しました。

(3) 道路・公園等の除染について

公園やちびっこ広場等の除染が完了し、道路、側溝等の除染を進めています。道路除染については、2017（平成 29）年 10 月に全て完了しました。

(4) 農地・牧草地の除染について

農産物等の放射性セシウムの濃度が国の定める基準値を超えないことを目指した農地・牧草地等の除染については、2017（平成 29）年 4 月に全て完了しました。

(5) ため池の除染について

一定期間水が干上がることで周辺の空間放射線量率に著しく影響を与える 5 箇所の池について、底質の削り取り（しゅん渫）を実施し、2017（平成 29）年度に完了しました。

表4-1 市内における除染の進捗率

(2017(平成29)年度末日現在)

区 分	進捗率	
	発注ベース	完了ベース
一般住宅等除染	100%	100%
保育所・幼稚園等面的除染	100%	100%
小中学校面的除染	100%	100%
公園除染	100%	100%
農地除染	100%	100%
道路除染	100%	100%
ため池除染	100%	100%

2 原子力災害対策に関する情報発信

(1) 除染情報ステーション

市役所本庁舎1階市民ホールに「除染情報ステーション」を設置し、一般住宅等における除去土壌等の搬出状況や、仮置場や積込場の設置状況、市内の放射線量等の情報を提供しています。



除染情報ステーション

(2) 放射線量モニタリングマップ等

小中学校、保育所や公園など、放射線量を定期的に測定し、郡山市ウェブサイト上で公開しています。また、水道水、農産物、食品等の検査結果も公表しています。

(3) 郡山市からの避難者への情報提供

本市から自主的に避難されている方々に対して、「広報こおりやま」などの各種市政情報について定期的に提供しています。また、県外で開催されている避難者交流会等に職員を派遣して、本市の原子力災害に対する取り組みの現状等を説明しているほか、避難されている方からの各種相談も受け付けています。

3 放射線からの健康管理と食の安全

(1) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査

原発事故に伴う放射線の人体への健康影響を評価し、市民の長期的な健康管理を図るため、全市民を対象に保健所等においてホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施しています。これまで受検した方の生涯における内部被ばく線量は、全員が1ミリシーベルト未満となっています。

表4-2 内部被ばく受検者数(県実施分を含む)

年 度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	計
受検者数	40,968 人	44,002 人	44,723 人	17,792 人	14,702 人	162,187 人

(2) 個人積算線量の測定

2011（平成 23）年 10 月から中学生以下の子ども約 46,000 人を対象に「バッジ式積算線量計」を配布して、定期的に積算線量を測定しています。その結果、本市原子力災害対策アドバイザーから「健康に影響を与える数値ではない」との専門的な知見をいただいています。

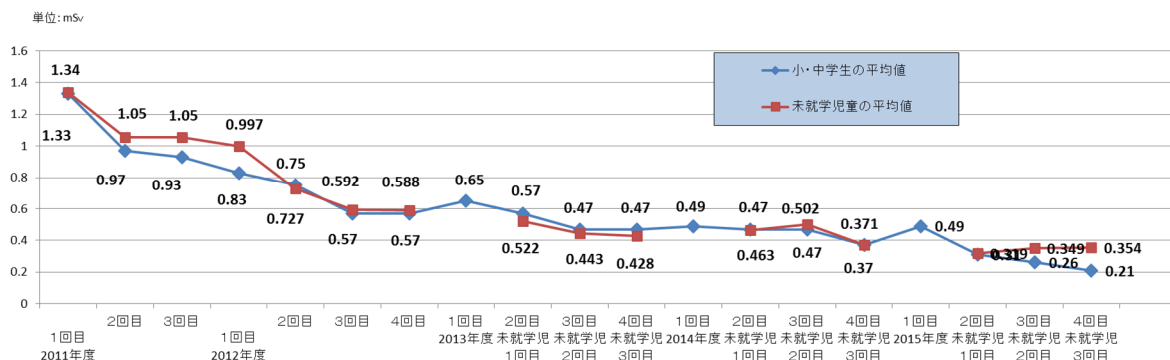


図4-9 本市の個人積算線量測定結果(平均値を1年間の積算量に換算した場合の推移)

(3) 小中学校、保育所等の給食検査

給食センター、小中学校の全ての自校給食校、さらに保育所等においては、基準値を 10 ベクレル/kg と設定して、食材と給食の検査を毎日行っており、検査の結果も郡山市ウェブサイト上で順次公開しています。

(4) 自家消費野菜等の放射能検査

原発事故後の食品の安全確保及び食品に対する不安解消を図るため、市民が持ち込む自家消費野菜等の放射能を検査しています。

4 子どもたちの元気づくり

(1) 震災後子どものケアプロジェクト

郡山医師会や関係団体と連携し、子どもたちが思いっきり体を動かしたり、心と体のケアを行うイベント等に取り組んでいます。

(2) 郡山市元気な遊びのひろば「PEP Kids Koriyama」(ペップキッズこおりやま)

「遊び・学び・育つ」をコンセプトとした子どもたちの安全な遊び場です。



(3) 子どもの遊び場等整備

- ・ 東部エリア 大安場史跡公園内
- ・ 西部エリア 大槻公園内
- ・ 南部エリア 郡山カルチャーパーク内
- ・ 北部エリア 八山田こども公園



屋内子どもの遊び場

5 市内各所からの除去土壌等の搬出

(1) 仮置場等の設置

道路除染で発生した除去土壌等を保管するため、日和田町高倉地内の県農業総合センター内及び安積町の県林業研究センター等、市内9箇所に仮置場を設置しました。

さらに、市の公園、市役所駐車場、開成山陸上競技場北側駐車場等を活用して、道路除染で発生した除去土壌等を地下埋設等により保管しています。

(2) 積込場の整備

多くの除去土壌等が現場保管されている状況から、公共施設等の活用により集約輸送が行えるよう、市内4箇所（富久山クリーンセンター、河内埋立処分場、東山霊園運動場、西田埋立処分場）に中間貯蔵施設への輸送拠点となる「積込場」を設置し、2017（平成29）年度には、新たに4箇所の整備を進めています。また、今後、概ね1ha以上の規模の積込場を2箇所程度新設し、当面10箇所程度整備する予定です。

(3) 除去土壌等の搬出（掘り起し）について

2017（平成29）年度から、一般住宅等の敷地内で一時保管している、除染で発生した除去土壌等の搬出（掘り起し）作業を実施し、積込場へ搬入しています。

今後も、環境省が行う除去土壌等の輸送量の、本市への配分を見極めながら、一般住宅等除染と同様に、空間放射線量率の比較的高かった区域等から、随時業務を進めていきます。

なお、保育所・幼稚園等については、市内全ての施設からの搬出を完了しています。小中学校についても、2016（平成28）年度までに15校、2017（平成29）年度は42校の搬出を完了し、2018（平成30）年度には全ての小中学校からの搬出を予定しています。



積込場

